

バリアフリー化推進に関する 支援制度の紹介

平成25年8月1日

国土交通省 総合政策局安心生活政策課

バリアフリー化推進に関する支援制度の紹介

平成25年6月
国土交通省総合政策局

I 公共交通機関

1. 地域公共交通の確保・維持・改善の推進＜別紙参照＞

生活交通の存続が危機に瀕している地域等において、地域の特性・実情に最適な移動手段が提供され、また、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害(バリア)の解消等がされるよう、地域公共交通の確保・維持・改善に向けた地域の関係者の取組みを支援する。

2. 地下鉄のバリアフリー化の推進＜別紙参照＞

地下鉄(既設線)における駅施設のバリアフリー化に対し補助する。

3. 旅客船ターミナル等におけるバリアフリー化の推進＜別紙参照＞

旅客船ターミナル等におけるバリアフリー化を促進する。

4. 空港のバリアフリー化の推進＜別紙参照＞

航空旅客ターミナルから駐車場等に至る経路のバリアフリー化(歩道ルーフ等の整備)を実施又はそれらに対し補助する。

II 社会資本整備総合交付金／防災・安全交付金

＜別紙参照(一部)＞

地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画に基づき、政策目的実現のための基幹的な社会資本整備事業の他、関連する社会資本整備やソフト事業を総合的・一体的に支援する。

【道路事業等、河川事業、海岸事業、都市再生整備計画事業等、都市公園等事業等、
地域住宅計画に基づく事業、住環境整備事業】

Ⅲ 公共施設・住宅建築物等

1. 都市交通の円滑化の推進＜別紙参照＞

徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様なモードの連携が図られた、自由通路、地下街、駐車場等の公共的空間や公共交通などからなる都市の交通システムを明確な政策目的に基づいて総合的に整備し、都市交通の円滑化を図ると共に、都市施設整備や土地利用の再編により都市再生を推進する。

2. 歩行空間のバリアフリー化の推進

バリアフリー法に基づき、駅、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路について、高齢者・障害者をはじめとする誰もが安心して通行できるよう、幅の広い歩道の整備や既設歩道の段差・勾配の改善、立体横断施設へのエレベーター設置等を推進する。特に、これらの道路のうち、多数の高齢者、障害者等が徒歩で移動する道路の区間として指定した特定道路について、重点的なバリアフリー化を推進する。

3. 交通結節点の整備の推進

交通機関間の円滑な乗り換え、バリアフリー化への対応等の為、駅前広場、自由通路などを整備し道路と鉄道等の交通施設との結節性の向上を図る。

4. 公共交通の整備の推進

道路交通の円滑化を図るため、バスの走行空間の整備等を行い、高齢者等、自動車を運転できない交通弱者の移動手段として有効な都市内の公共交通機関の利用促進を図る。

5. 河川空間のバリアフリー化の推進

治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を通じたまちづくりと一体となった水辺整備の支援等を行う。

6. 公的賃貸住宅等におけるバリアフリー化の推進＜別紙参照＞

新規に整備する公営住宅について、住戸内の段差の解消や手すりの設置等、高齢者等に対応した仕様とするほか、既存の公的賃貸住宅等についてバリアフリー化に資する改善事業を実施する。

高齢者住まい法の改正(平成23年4月28日公布、10月20日施行)により創設された「サービス付き高齢者向け住宅」の供給促進のため、建設・改修費に対して、国が民間事業者・医療法人・社会福祉法人・NPO等に直接支援を行う。

民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネットを構築するため、地方公共団体との連携を図りつつ、増加傾向にある民間賃貸住宅の空家を対象としたバリアフリーリフォーム等を行い、子育て世帯・障害者世帯等の住宅確保要配慮者向けに適切な契約・管理の下で賃貸する事業について支援する。

7. 住宅・建築物ストックのバリアフリー改修等の推進＜別紙参照＞

住宅・建築物ストックの総合的な質の向上を図るため、省エネ改修及び省エネ改修と併せて実施するバリアフリー改修、耐震改修について、国が直接支援を行う。

I-2 地下鉄のバリアフリー化の推進

事業名：都市鉄道整備事業

支援策の概要		地下鉄駅における安全性・利便性の向上を図るため、エレベーターの設置による段差の解消、障がい者対応型多機能トイレの設置等を推進する。
支援策の内容	対象者	地方公共団体、準公営 等
	対象事業	駅のバリアフリー化等のための大規模改良
	対象地域	都市及びその周辺
	交付率	補助対象事業費の35%以内
	その他	—
問い合わせ先		国土交通省 鉄道局 都市鉄道政策課 TEL 03-5253-8536(内線40-451) FAX 03-5253-1635

整備事例

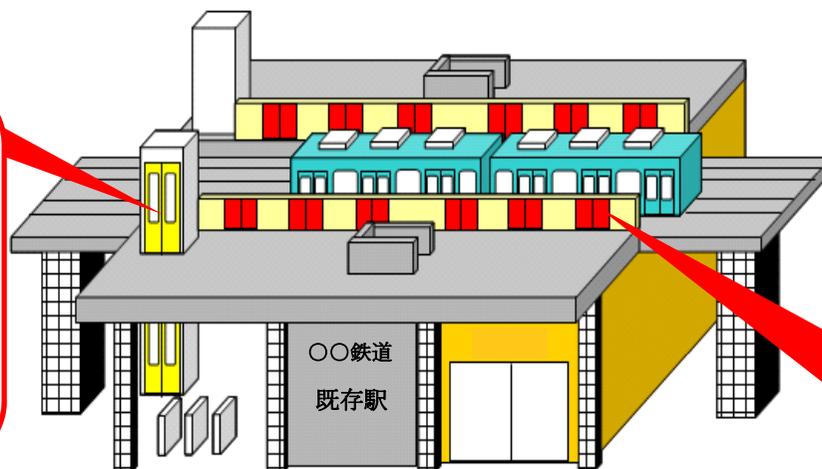
バリアフリー化設備の整備



エレベーター



障害者対応型トイレ



転落を防止するための設備の整備



ホームドア



内方線付きJIS規格
点状ブロック

I-3 旅客船ターミナル等におけるバリアフリー化の推進

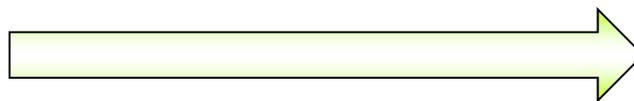
事業名： 港湾機能高度化施設整備費補助金

支援策の概要		港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項に掲げる港湾施設の機能の高度化を図るために必要となる施設について、地方公共団体(港務局を含む。)又は民間事業者が実施する事業に要する経費の一部を国が補助することにより、港湾の国際競争力の強化、物流の効率化、港湾の保安、安全の向上等を図る。
支援策の内容	対象者	地方公共団体、地方公共団体の出資若しくは拠出にかかる法人又は港湾法第43条の11第1項又は第6項により指定を受けた者若しくは港湾法第54条の3第2項により港湾管理者の認定を受けた者
	対象事業	旅客船が定期的に就航する港湾において高齢者、障害者等が安全に利用できるようにするために、「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン(バリアフリー整備ガイドライン)」に基づき、高齢者、身体障害者等の円滑な利用に配慮した構造とする旅客船ターミナルの施設の整備に関する事業
	対象地域	—
	交付率	1/2以内
	その他	—
問い合わせ先		国土交通省 港湾局 計画課 TEL 03-5253-8111(内線46-348) FAX 03-5253-1650

事業のイメージ



↑
ターミナル入口に手すり、スロープがなく、危険な状態



地域の生活を支える旅客船ターミナルについて、円滑な利用に配慮した構造とする整備を支援



↑
手すり、スロープが整備され、安全な状態

I-4 空港のバリアフリー化の推進

事業名 : 空港整備補助事業

支援策の概要		地方公共団体が管理する空港においてバリアフリー化の推進のため、高齢者、障害者等の移動の円滑化を目的として、歩道ルーフ等の整備に対して支援を行う。
支援策の内容	対象者	地方公共団体
	対象事業	構内道路のバリアフリー化に関する事業(歩道ルーフの整備、横断歩道ルーフの整備、歩道段差の解消 等)
	対象地域	特定地方管理空港、地方管理空港、その他の空港(国管理空港、供用飛行場を除く)
	交付率	特定地方管理空港:(一般)55%,(北海道)2/3 地方管理空港:(一般)50%,(北海道)60%,(離島)80%,(奄美)80%,(沖縄)90% その他の空港:40%
その他	—	
問い合わせ先		国土交通省 航空局 空港施設課 TEL 03-5253-8111(内線49-299) FAX 03-5253-1658

事業のイメージ・整備事例



歩道ルーフ



横断歩道ルーフ

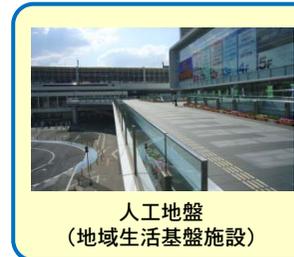
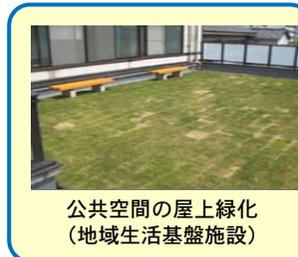
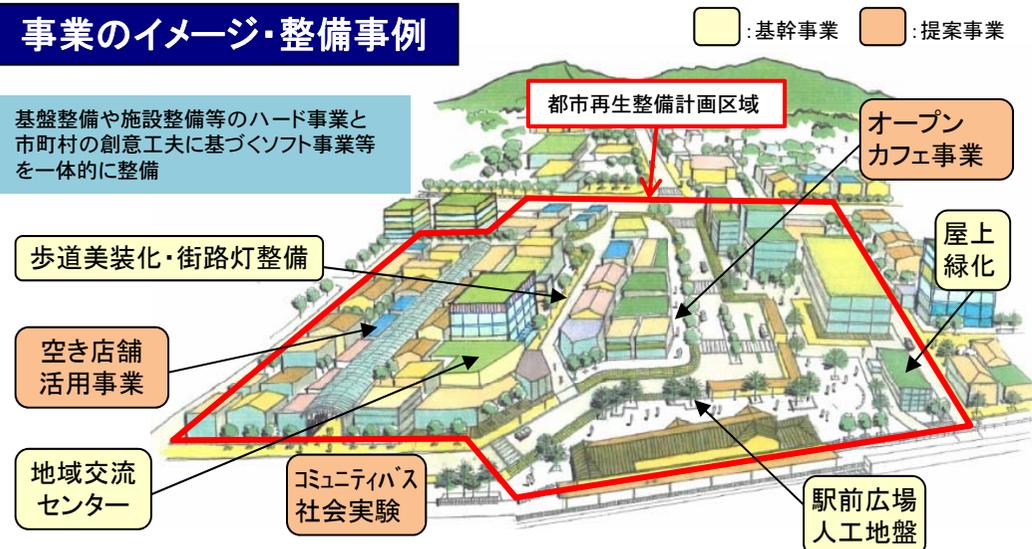


Ⅱ 社会資本整備総合交付金／防災・安全交付金(都市再生整備計画事業等)

事業名 : 都市再生整備計画事業

支援策の概要		地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図る。
支援策の内容	対象者	市町村又は都市再生法第46条の2第1項の規定に基づく市町村都市再生整備協議会
	対象事業	都市再生整備計画に基づき実施される事業 1) 基幹事業: 道路、公園、地域生活基盤施設、地域交流センター、高質空間形成施設など 2) 提案事業: まちづくり活動支援事業、地域創造支援事業など
	対象地域	都市再生整備計画の区域内
	交付率	概ね4割
	その他	—
問い合わせ先		国土交通省 都市局 市街地整備課 TEL 03-5253-8111(内線32-763) FAX 03-5253-1591

事業のイメージ・整備事例



Ⅱ 社会資本整備総合交付金／防災・安全交付金(都市公園等事業)

事業名：都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業

支援策の概要		大規模地震に備えた市街地の防災性の向上や、公園施設の戦略的な機能保全・向上対策による安全性の確保等、都市公園における総合的な安全・安心対策事業を緊急かつ計画的に実施し、子どもや高齢者をはじめ誰もが安全で安心して利用できる都市公園の整備を行うことを目的とする。
支援策の内容	対象者	都道府県、市町村
	対象事業	①地域防災計画又は地震防災緊急事業五箇年計画に位置付けのある都市公園における災害応急対策施設の整備 ②地域防災計画又は地震防災緊急事業五箇年計画に位置付けのある都市公園における建物又は橋梁等の耐震改修 ③都市公園における公園施設のバリアフリー化 ④補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づく国土交通省所管補助金等交付規則において定められた処分制限期間を超えるもの、又は危険度判定調査等で改善が必要と判断されたもので、地方公共団体が策定する「公園施設長寿命化計画」に基づき適切に維持管理されている施設の改築 ○総事業費要件 事業計画期間中における事業の合計国費が15百万円×計画年数以上であるもの
	対象地域	—
	交付率	【用地費】 1/3 【施設費】 1/2
	その他	交付期間：平成21年度～25年度(5箇年間)
問い合わせ先	国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 TEL 03-5253-8111(内線32-945) FAX 03-5253-1593	

整備事例



車いす専用の駐車場



障がい者等に配慮したトイレ



誰もが使いやすい園路や休憩所

老朽化が進んだ公園施設を、子どもや高齢者をはじめ誰もが使いやすいようにバリアフリー化するとともに、地域のニーズに合わせ再整備

Ⅱ 社会資本整備総合交付金／防災・安全交付金(地域住宅計画に基づく事業)

事業名：公営住宅整備事業等

支援策の概要		地方公共団体が新規に整備する公営住宅等について、住戸内の段差の解消や手すりの設置等、高齢者等に対応した仕様とするほか、既存の公営住宅等についてバリアフリー化に資する改善事業等に対して支援する。
支援策の内容	対象者	地方公共団体
	対象事業	1)公営住宅等整備事業 2)地域優良賃貸住宅整備事業 3)公営住宅等ストック総合改善事業
	対象地域	全国
	交付率	地方公共団体負担の概ね45%
	その他	—
問い合わせ先		国土交通省 住宅局 住宅総合整備課 TEL 03-5253-8111(内線39-844) FAX 03-5253-1628

整備事例

公営住宅等ストック総合改善事業によるバリアフリー化



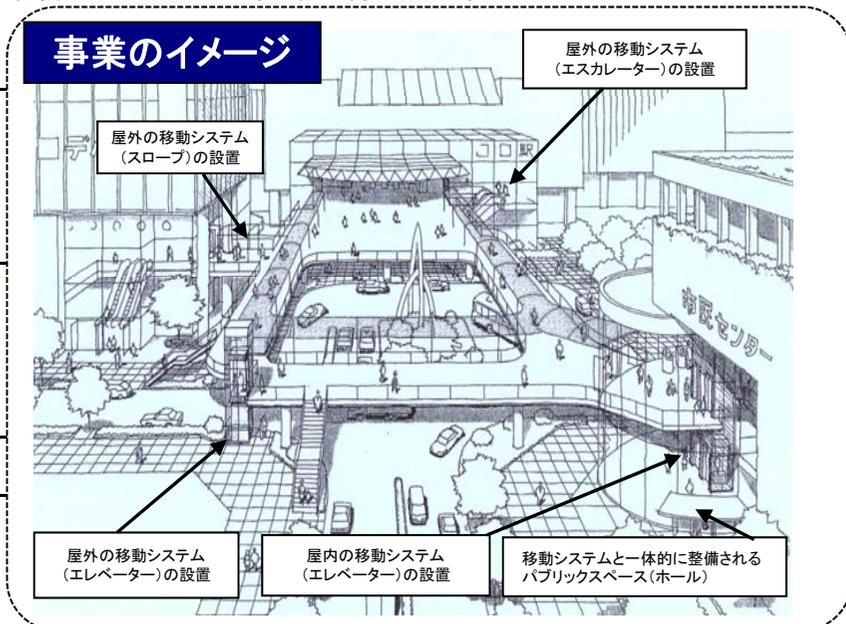
段差解消



Ⅱ 社会資本整備総合交付金／防災・安全交付金(住環境整備事業)

事業名：バリアフリー環境整備促進事業

支援策の概要		バリアフリー法に基づく基本構想等の策定及び基本構想等に従って行われる移動システム等(動く通路、スロープ、エレベーター等)の整備並びに認定特定建築物への移動システム等の整備に対し、助成を行う。
支援策の内容	対象者	地方公共団体、民間事業者、協議会
	対象事業	<p>1) 移動システム等整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本構想等の策定 ・屋外の移動システム整備(スロープ、エレベーター等) ・建築物の新築、改修に伴う一定の屋内の移動システム整備(市街地空間における移動ネットワークを形成するものに限る。) ・移動システムと一体的に整備されるパブリックスペース(広場、空地、アトリウム、ホール、ラウンジ、トイレ等) 等 <p>2) 認定特定建築物建築事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外の移動システム整備(建築物敷地内の平面経路に限る。) ・屋内の一定の移動システム整備(商業用以外の特別特定建築物の用途に至る経路に係るもの。) ・移動システムと一体的に整備されるパブリックスペース 等
	対象地域	<ul style="list-style-type: none"> ・三大都市圏の既成市街地等 ・人口5万人以上の市 ・一定の要件を満たす中心市街地 等
	交付率	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体又は協議会等が施行者の場合 国:1/3、地方:1/3 ・民間事業者が施行者の場合 国:1/3、地方:1/3、民間:1/3
	その他	—
問い合わせ先		国土交通省 住宅局 市街地建築課 TEL 03-5253-8111(内線39-654) FAX 03-5253-1631



Ⅲ－１ 都市交通の円滑化の推進

事業名：都市・地域交通戦略推進事業

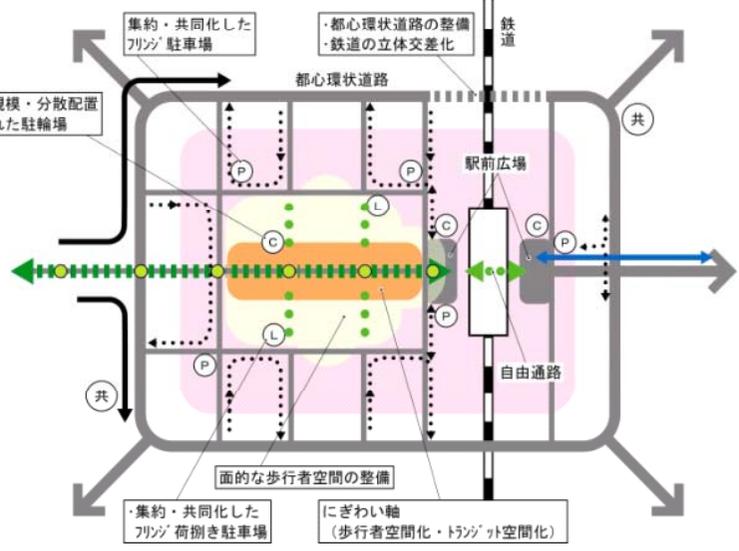
支援策の概要		都市・地域における安全で円滑な交通を確保し、魅力ある都市・地域の将来像を実現するため、徒歩、自転車、自動車、公共交通の適正分担が図られた交通体系を確立し、もって公共の福祉に寄与することを目的として、自由通路、駐車場、バリアフリー交通施設等の公共的空間等の整備に対して支援を行う。
支援策の内容	対象者	地方公共団体、協議会、独立行政法人都市再生機構 等
	対象事業	1) 整備計画の作成に関する事業 2) 公共的空間等の整備に関する事業(公共的空間の整備、駐車場の整備、バリアフリー交通施設の整備 等) 3) 公共的空間又は公共空間の整備に併せて実施される事業(都市情報提供システムの整備 等)
	対象地域	都市・地域総合交通戦略を策定している又は策定することが確実と見込まれる区域、バリアフリー法に規定する基本構想において定められている又は定められることが確実と見込まれる区域 等
	交付率	1/3以内(自転車関連経費は1/2以内)
	その他	—
問い合わせ先		国土交通省 都市局 街路交通施設課 整備室 TEL 03-5253-8111(内線32-854) FAX 03-5253-1592



自転車駐車場

公共交通の施設(車両除く)

荷捌き駐車場



集約・共同化したフリンジ駐車場

小規模・分散配置された駐輪場

都心環状道路の整備
鉄道の立体交差化

駅前広場

自由通路

面的な歩行者空間の整備

集約・共同化したフリンジ 荷捌き駐車場

にぎわい軸
(歩行者空間化・フリンジ外空間化)

事業のイメージ・整備事例



都市情報提供システム

自由通路

ペDESTリアンデッキ
交通広場

駐車場

<p><公共交通></p> <p>鉄道軸 </p> <p>公共交通軸 </p> <p>にぎわい軸 </p> <p>路線バス </p> <p><交通結節点></p> <p>鉄道駅 </p> <p>公共交通停留所 </p>	<p><駐車・駐輪・荷捌き施設></p> <p>駐車場 </p> <p>駐輪場 </p> <p>荷捌き駐車場・スペース </p> <p>共同集配施設 </p>	<p><動線></p> <p>通過車両 </p> <p>自家用車、貨物車(一方通行) </p> <p>” (双方向通行) </p> <p>歩行者専用道 </p> <p><土地利用></p> <p>中心市街地の集約拠点 </p> <p>面的な歩行者空間 </p>
---	---	--



バリアフリー交通施設

Ⅲ-6 公的賃貸住宅等におけるバリアフリー化の推進①

事業名： サービス付き高齢者向け住宅整備事業

支援策の概要		「サービス付き高齢者向け住宅」の供給促進のため、建設・改修費に対して、国が民間事業者・医療法人・社会福祉法人・NPO等に直接補助を行う。
支援策の内容	対象者	民間事業者・医療法人・社会福祉法人・NPO等
	対象事業	サービス付き高齢者向け住宅として登録される住宅を整備する以下の事業 1)新築による供給 2)既存住宅の改良等による供給
	対象地域	全国
	交付率	1)住宅：新築 1/10(上限 100万円/戸) 高齢者生活支援施設※ ¹ ：新築 1/10(上限1,000万円/施設) 2)住宅：改修※ ² 1/3 (上限 100万円/戸) 高齢者生活支援施設：改修 1/3 (上限1,000万円/施設) ※ ¹ 高齢者生活支援施設の例： デイサービス、訪問介護事業所、居宅介護支援事業所、診療所、訪問看護事業所 等 ※ ² 住宅の改修は、共用部分及び加齢対応構造等(バリアフリー化)に係る工事に限る。
その他	—	
問い合わせ先		国土交通省 住宅局 安心居住推進課 TEL 03-5253-8111(内線39-855) FAX 03-5253-8140

事業のイメージ

【登録基準】(※有料老人ホームも登録可)

《ハード》

- ・床面積：原則25㎡以上 ・構造・設備が一定の基準を満たすこと
- ・バリアフリー(廊下幅、段差解消、手すり設置)

《サービス》

- ・サービスを提供すること(少なくとも安否確認・生活相談サービスを提供)

《契約内容》

- ・長期入院を理由に事業者から一方的に解約できないこととしているなど、居住の安定が図られた契約であること
- ・敷金、家賃、サービス対価以外の金銭を徴収しないこと
- ・前払金に関して入居者保護が図られていること
- (初期償却の制限、工事完了前の受領禁止、
保全措置・返還ルールの明示の義務付け)

【登録事業者の義務】

- ・契約締結前に、サービス内容や費用について書面を交付して説明すること
- ・登録事項の情報開示
- ・誤解を招くような広告の禁止
- ・契約に従ってサービスを提供すること

【行政による指導監督】

- ・報告徴収、事務所や登録住宅への立入検査
- ・業務に関する是正指示
- ・指示違反、登録基準不適合の場合の登録取消し



住み慣れた環境で必要なサービスを受けながら暮らし続ける

サービス付き高齢者向け住宅

診療所、訪問看護ステーション、ヘルパーステーション、デイサービスセンター
定期巡回随時対応サービス

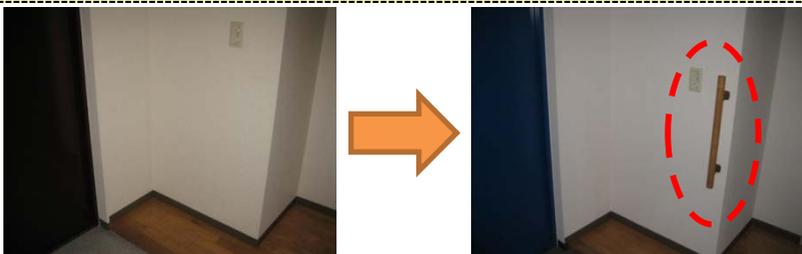
Ⅲ-6 公的賃貸住宅等におけるバリアフリー化の推進②

事業名：民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業

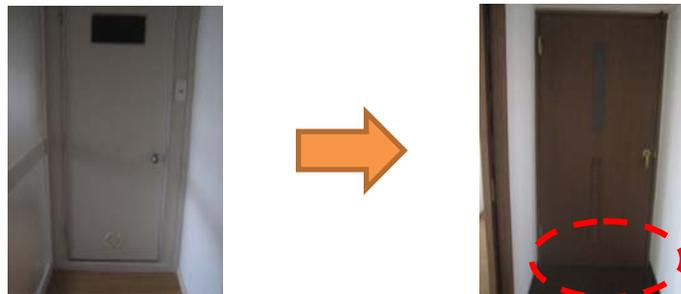
支援策の概要		住宅確保要配慮者(高齢者、障害者等)に賃貸すること等を条件として、耐震改修、バリアフリー改修、省エネ改修など既存の民間賃貸住宅の空家のリフォームに要する費用の一部に対して補助を行う。
支援策の内容	対象者	民間事業者等
	対象事業	【要件】 ①賃貸住宅の管理の期間が10年以上であること ②災害時における被災者の利用に関する協定を地方公共団体等と締結するものであること ③改修工事完了後の最初の入居者は、子育て世帯、高齢者世帯等の住宅確保要配慮者とするとともに、その後も住宅確保要配慮者の入居を拒まないこと ④適切な管理が行われるものであること 等 【補助対象費用】 空家部分又は共用部分における「耐震改修工事」「バリアフリー改修工事」又は「省エネルギー改修工事」のいずれかを含む工事の費用
	対象地域	民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネットの強化に取り組む地方公共団体との連携が図られる区域
	交付率	補助率: 1/3、補助限度額: 100万円/空家戸数
	その他	—
問い合わせ先	国土交通省 住宅局 安心居住推進課 TEL 03-5253-8111(内線39-835) FAX 03-5253-8140	

整備事例

バリアフリー改修工事の事例



手すり設置工事



段差解消工事

Ⅲ-7 住宅・建築物ストックのバリアフリー改修等の推進

事業名：住宅・建築物省エネ改修等推進事業

支援策の概要		住宅・建築物ストックの総合的な質の向上を図るため、省エネ改修及び省エネ改修と併せて実施するバリアフリー改修、耐震改修に対して支援を行う。
支援策の内容	対象者	民間事業者等
	対象事業	【要件】①及び②の要件を満たすこと ①躯体(壁・天井等)の改修を伴うこと ②改修前と比較して10%以上の省エネ効果(建築物は15%以上)が見込まれること 【補助対象費用】 1) 省エネ改修工事に要する費用 2) エネルギー計測等に要する費用 3) バリアフリー改修工事に要する費用(省エネ改修工事と併せてバリアフリー改修工事を行う場合に限る。) 4) 耐震改修工事に要する費用(住宅について、省エネ改修工事と併せて耐震改修工事を行う場合に限る。)
	対象地域	全国
	交付率	1/3 (耐震改修については11.5%)
	その他	—
問い合わせ先	国土交通省 住宅局 住宅生産課 TEL 03-5253-8111(内線39-421) FAX 03-5253-1629	

事業のイメージ

住宅・建築物省エネ改修等推進事業のイメージ

